

## H30 年度新潟市在宅医療・介護連携推進事業 実績報告書

## 1. 活動実績 【 】は実施主体

**(ア) 地域の医療・介護の資源の把握**

## ○医療資源情報管理、マップ管理【センター】

市内の内科診療所、歯科、病院、訪問看護、薬局の約1,500事業所を対象に調査を実施し、診療科目、訪問診療・往診の有無などの必要な情報を在宅医療・介護連携センターホームページにてマップ公開している。(調査 H30.7 月実施、公開 H30.12 月～)

平成30年度の更新調査の結果、累積回収率 74.4% (1,165 箇所) →81.2% (1,241 箇所) となった。

## ○地域医療・介護連携に関する実態調査(アンケート)の分析【センター】

平成28年、平成29年に実施した実態調査の結果をもとに、「医療と介護の連携ハンドブック」説明時に調査結果を紹介。次回実施は医療計画最終評価年度の平成32年度に実施予定。

**(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討**

## ○在宅医療・介護連携推進協議会開催【地域医療推進課】

資料1-1「平成30年度新潟市在宅医療・介護連携推進協議会活動報告」参照

## ○センター・ステーション会議の実施(通称CS会議)【センター】

業務の遂行、ステーション間の情報共有を密に図るため、毎月第1水曜開催。

センター/ステーションの活動について情報共有。平成29年度よりセンター/ステーション従事者のスキルアップを目的としたセミナー(精神保健福祉、障がい分野等)を開催。

**(ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築**

## ○地域医療連携強化事業【センター】

各地域での具体的な医療連携の取り組み構築を目指し、地域の特性により病病連携、病診連携、看看連携強化を目的に実施。平成30年度：8回開催

## ○訪問看護普及啓発事業(地域の看護連携強化事業)【地域医療推進課】

地域包括ケアシステムの要である看護職において、同職種間連携を推進し、病院や地域の連携を円滑にすることを目的に CanCan ミーティングを開催。また H30 年度から、新潟市内の病院看護管理者が情報や課題を共有し、相互に連携を図り協働していくことを目的に病院看護管理者研修会を開催した

CanCan ミーティング：2回開催、延べ参加者139人

病院看護管理者研修会：1回開催、新潟二次医療圏域41/50病院参加

### **(工) 医療・介護関係者の情報共有の支援**

#### ○新潟市医療と介護の連携ハンドブックの普及・促進【地域医療推進課】

「医療と介護の連携ハンドブック」について、各種職能団体や病院等医療・介護関係機関にて説明会を実施。説明会40回対応、延べ約4,600部配布。

### **(オ) 在宅医療・介護連携に関する相談支援**

#### ○在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の運営【ステーション】

#### ○医療・介護関係者からの相談対応【ステーション】

平成30年度（4月～2月）：209件

#### ○地域包括支援センターとの連携・支援【ステーション】

#### ○地域ケア会議など関係会議等への参加・情報提供【ステーション】

各区にて、区役所、地域包括支援センター、在宅医療・介護連携ステーションの情報交換会を定例で開催のほか、ご当地連携研修会や出前講座「おきがる座談会」の一部を地域包括支援センター、在宅医療NWと共催で開催。

### **(カ) 医療・介護関係者の研修**

#### ○在宅医療ネットワーク事務担当者会議【センター】

市内で活動する20（平成30年5月現在）のネットワーク事務担当者を一同に会し、ネットワーク活動内容等の情報交換・共有を行った。年2回（10/17, 3/22）開催。

#### ○在宅医療ネットワーク情報交換会【センター】

市内で活動する20（平成30年5月現在）のネットワーク代表・構成員、包括、行政等による情報交換・共有。年1回（5/20）開催。平成30年度160人参加。

#### ○ご当地連携研修会【ステーション】

ステーション毎に地域の実態やニーズに応じ医療・介護連携を目的とした研修会を企画・開催。

平成30年度：54回開催

### **(キ) 地域住民への普及啓発**

#### ○在宅医療・介護の市民出前講座「医療と介護のおきがる座談会」【ステーション】

地域の茶の間、コミュニティ協議会、自治会など地域の団体が活動する場所に出向き、在宅医療・介護の基礎知識等について講座を開催。講師は地域の医師、看護師、薬剤師、ケアマネジャー等の専門職に依頼。平成30年度：65回開催

#### ○在宅医療・介護の区民公開講座【ステーション】

ステーション毎に地域の実態やニーズに応じ市民を対象に在宅医療・介護への理解を深めてもらう目的で企画・開催。平成30年度：19回開催

○市民公開講座「在宅医療・介護市民フォーラム」【センター】

平成30年度は秋葉区文化会館にて終末期医療をテーマに開催。参加者275名。

○働く人のための医療・介護セミナー【市】

対象を就労世代として、公民館や工業団地の会議室にて、主に介護離職防止をテーマとして実施。

平成30年度：8回開催

○事業所向け医療と介護の出前セミナー【ステーション】

「医療と介護のおきがる座談会」を、企業を対象として実施。「働く人のための医療・介護セミナー」は企画型にて実施しているが、本セミナーは申込型にて事業所にて実施。平成30年度：4回開催

○小・中学生、高校生のための医療・介護セミナー【市】

在宅医療・介護について理解を深め、子どもを介して親世代へも普及すること、また将来の人材確保を目的に総合学習等の時間を活用しキャリア教育を実施。7月と3月に小学校長会、中学校長会にて周知を実施したが、引き続きすでに実施した学校を含め周知を実施していく。平成30年度：5回開催

○在宅医療・介護に関する普及啓発冊子の作成・配布【センター】

「よくわかる在宅医療&介護」を平成28年度8月、10,000発行。各区役所窓口やおきがる座談会や区民公開講座、市民公開講座等の参加者へ配布。平成30年度に追加3,000部発行。

○在宅医療・介護連携センターホームページ運営・管理【センター】

医療資源マップ公開のほか、センター・ステーションの紹介、関係機関が実施する取り組み、イベントについて案内。

**(ク) 在宅医療・介護連携に関する市区町村連携**

○近隣市町村センター情報交換会の開催（参加）【センター】

近隣市町村の職員および在宅医療・介護連携推進事業の受託事業者が一同に集まり、取り組み内容な各市町村の現状、課題、課題解決策などの情報交換など行う。

平成30年6月新潟市開催、9月燕弥彦地域開催、平成31年2月三条市開催

## 2. 課題と対策

### (1) 在宅医療を支える訪問診療医，訪問看護師等の人材確保・育成

訪問診療医の確保については、「地域医療連携強化事業」にて医療連携（病病連携・病診連携・診診連携）の強化を実施し，在宅医療に従事する医師への支援や負担軽減を実施する。

訪問看護師については，市が企画する「地域看護連携強化事業」として，県看護協会支部活動と共催しながら，看護職同士の連携強化を目的とした研修会を市全域で実施する。また，平成30年度より「病院看護管理者研修会」を開催しており，地域において病院を中心とした看護職の連携体制構築を推進していく。在宅医療・介護連携ステーションが企画する「ご当地連携研修会」においても，看護職を中心とした円滑な入退院支援を目指した研修会を実施している。

### (2) 各地域における緊急時等の（後方支援）体制構築

緊急時の備えを目的として，各区における医療連携を推進するため，「地域医療連携強化事業」を実施している。（H28：3回，H29：8回，H30：8回）

在宅療養患者等の急変時の後方支援確保のため，病病連携・病診連携・診診連携により，地域で病院と診療所が一体となった体制を構築していく。

### (3) 医療・介護関係者と地域を支える多様な主体との切れ目ない連携体制の構築に向けた支援

「地域看護連携強化事業」や「ご当地連携研修会」にて，看護職のみならず各病院と地域の医療・介護関係者を対象にした研修会を実施している。また，各地域において医療・介護の円滑な入退院支援を実施するため，「医療と介護の連携ハンドブック」を通じてローカルルールの策定を検討していく。

### (4) 在宅医療・介護連携推進事業評価指標の設定

医療・介護レセプトを基に算出した人口動態による2025/2040年の医療・介護需要を参考値とし，実際のサービス供給目標について，在宅医療・介護連携推進協議会（※）や各職能団体など関係者へのヒアリングにより策定する。

※在宅医療・介護連携推進協議会：全体会1回，分科会2回開催予定

### (5) 在宅医療・介護に関する市民、医療・介護関係者への理解促進

市民啓発については，小中学校・高校を対象とした出前セミナーを実施しているが，開催実績はまだ僅かのため，引き続き校長会等を通じて市内学校等へ積極的な事業PRを図る必要がある。また，医療や介護が必要となった時に備え，「もしもの時のためのシート」を活用しながら，高齢者だけでなく幅広い世代へACP（人生会議）や上手な医療のかかり方、かかりつけ医を持つことに関する理解を深めていく。

年々増加している高齢者の救急搬送についても，関係者間で患者（利用者）の意思を共有する仕組みが必要であり，協議を図る場として，新たに「在宅医療・救急医療連携WG」を協議会に追加設置する（資料2-1参照）。